

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 指定登録機関制度の見直し

国際希少野生動植物種の個体等の登録等の事務を行う機関を環境大臣の指定制から登録制に改めるとともに、機関の登録に関し、所要の規定を整備すること。
(第二十三条から第二十九条まで関係)

第二 指定認定機関制度の見直し

適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を行う機関を環境大臣及び特定国際種関係大臣の指定制から登録制に改めるとともに、機関の登録に関し、所要の規定を整備すること。
(第三十三条の八から第三十三条の十五まで関係)

第三 罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。
(第六十一条から第六十六条まで関係)

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。
(附則第一条関係)